

## 令和3年 第7回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年7月26日（月）15時00分から15時30分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	—
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	○
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第22号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について
日程第5		報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	菅原 隆行
	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は13名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「3番飯塚信利委員」と「4番中村一男委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の田2筆で面積は合計396㎡でございます。譲渡人は横浜市に、譲受人は宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、譲渡人は相続によって当該農地を取得しましたが、これまで譲受人にて管理してきていました。今後も譲渡人本人が管理することは難しいことから、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■から西へ300メートル程の場所に位置し、■■■■から200メートル程北に位置する譲受人耕作地の隣地です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は栗の作付けを行う計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は宮代町内に27筆あり、総面積は4,836.82㎡でございます。事前に事務局で農地を全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法 3 条 2 項に基づく判断基準 5 点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の 1 点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2 点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である 5,000 m<sup>2</sup>を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は 5,232.82 m<sup>2</sup>となります。

3 点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間 150 日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農業従事者として年 150 日以上従事ということを確認しております。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守すること、現在も周辺農地を耕作していることから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■委員)

■番の■■です。先日、譲受人ご夫婦が挨拶に見え「今現在も譲渡人の管理が出来ないので私が（管理を）行っている状態です。」と説明を受けました。ご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■委員)

■番■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでし

ようか。賛成の方は挙手をお願いします。

＜ 全員挙手 ＞

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■の畑1筆で面積は148㎡でございます。譲渡人、譲受人ともに宮代町にお住まいの方です。権利の移転形態は所有権移転です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

本申請の経緯ですが、申請者である譲受人と譲渡人は親戚関係にあります。譲渡人は相続によって当該農地を取得しましたが、今後管理し続けることが難しくなることから、所有権移転を行い、譲受人の農地として耕作するために申請となりました。農地を農地として譲り渡すことから、本件は農地法第3条の許可申請に該当いたします。

申請地の位置ですが、案内図をご覧ください。■■■■■から南西に500メートルほどの場所に位置する譲受人耕作地の隣地です。公図で見ますと、このような形となります。現況写真はこちらです。農地取得後は野菜等の作付けを行う計画となっております。

申請地の現況につきましては以上です。次に、譲受人の耕作状況についてご確認頂きます。今回の譲受人の経営農地は宮代町内に36筆あり、総面積は15,550㎡でございます。事前に事務局で農地を全て回り現況は確認しておりますが、皆さまにも耕作状況をご確認していただきます。

(現状の確認)

以上で譲受人の耕作地の説明は終了です。最後に農地法3条2項に基づく判断基準5点と照らし合わせて、本案件の許可の審議をお願いいたします。

基準の1点目は全部効率利用要件です。これは持っている農地を全て効率的に利用し、耕作しているか否かという判断基準になります。

2点目は面積要件です。権利取得後の経営面積が下限面積である5,000㎡を超えている必要があるという点です。申請地取得後の譲受人の経営農地総面積は15,698㎡となります。

3点目は農作業常時従事要件です。こちらは譲受人又は世帯員が農業経営に必要な農作業に常時従事する必要があるというもので、年間150日以上働いているか否かが判断基準となります。今回の場合は、世帯主である譲受人本人が農

業従事者として農家基本台帳に登録されており、年 300 日従事と記載されておりました。

4 点目は農業生産法人の要件についてであり、今回は該当ございません。

5 点目は地域との調和要件でございます。この要件につきましても、地域での取り組みを遵守することから、特に問題ないと考えます。

以上の観点から、農地法 3 条 2 項の各号の許可要件を全て満たしていると考えます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番■■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。譲受人は昔からこの辺りを耕作していました。常に綺麗にしていますので問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第 3・議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は 2 件案件がございますので、1 件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑 4 筆で面積は合計 480 m<sup>2</sup>でございます。譲受人は三郷市に、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。

詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は三郷市内のアパートにて夫婦2人で生活しておりますが、今後子どもを産み育てるためには手狭になることから今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは農用区域外の農地であるため、除外の必要はございません。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■の北西に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接農地が1筆ございますが、所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は町道に面した宅地との境界は既存ブロックを用い、それ以外の境界は法面処理で対応するとのことです。生活排水は、合併浄化槽を設置し、南側町道の道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第2種農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番の■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番の■■です。問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」といいたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■を含む畑7筆で面積は合計3,621㎡でございます。申請者は「和戸横町エリア」の区画整理事業

に関連する法人で、譲渡人は千葉県野田市にお住まいの方です。転用目的は駐車場としての一時転用です。権利の移転形態は賃貸借権設定となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、令和3年5月の総会において許可となった一時転用について、都合により取り下げを行ったため、不足する駐車場をまかなうため、申請地を1年4か月用いたいとのことで、今回申請となりました。なお、こちらは農用地区域内の農地ですが、今回の一時転用計画が、農用地区域で行う内容として適合している旨の適合証明が町から発行されております。

申請地の位置は、案内図をご覧ください。■■■の東側、区画整理地に近接するこちらの土地です。

公図ではこのような形になります。隣接農地が8筆ございますが、所有者から同意をいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地山林を含めた敷地内に167台分の駐車スペースを確保する計画です。隣地境界には仮囲いとしてガードフェンスを設置予定です。敷地内にあるポンプ小屋や畦畔等は撤去せず保全し、雨水が浸透するタイプのシートを敷いた上に砂利を敷き、外部への雨水流出を防止します。車の出入り部分の土留めブロックは必要最小限の範囲で解体し、車両乗り入れのスロープを成形予定です。解体した土留めブロックは、原状回復を行う際に再度設置します。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域内農地に区分されます。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■■番■■委員)

■■番の■■です。事務局と現地確認をしてきました。特に問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(■■番■■委員)

■■番地元委員の■■です。今回、横町整備の職員駐車場として使うという事です。期間が決まっています終われば元に戻すということで何も問題ないと思いますのでご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第22号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積について」を上程いたします。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。農地法第3条の農地取得に必要とされる要件の最低面積のことを下限面積と言いまして、都府県で50a以上、北海道で2ha以上と定められていますが、特別な事情がある場合は、下限面積を50a(5反)以下に定めることができ、その面積のことを別段の面積といいます。一般的に見て、どのような事由で変更するのかといいますと、担い手不足や遊休農地の深刻化により、新規就農や企業参入を促さないと農地の保全が図れない状況にあるときや、山間部など自然営農条件により50a以上耕作地が確保できない状況にあるときなどです。農業委員会は、別段の面積を定めている、いないに係らず、毎年1度、総会で「下限面積が適切かどうか」を確認する必要があります。設定の必要がある場合は、総会で審議し、決定されます。

モニター、又は本日お配りいたしました参考資料をご覧ください。別段の面積設定の根拠となります、農地法第3条第2項第5号と、農地法施行規則第17条第1項および第2項を掲載いたしましたので、ご参照ください。今回皆様には、別段の面積を設定する必要の有無についてご審議いただきます。事務局作成案といたしましては、別段の面積の基準を定める農地法施行規則第17条各項と照らし、直ちに別段の面積を設定する必要性がないと考えるため、今年度の下限面積については、別段面積を設定せずに農地法第3条の規定どおり、50aを下限面積として定めたいと考えております。

その理由をご説明させていただきます。資料裏面またはモニターをご覧ください。2020年農林業センサスより引用いたしました、経営耕地面積規模別経営体数(販売農家数)を示しています。こちらを見ますと、宮代町内で50a未満の農業経営を行っている販売農家の割合は22%となっております。また、自然条件が宮代町に近い白岡市や春日部市などの設定状況をみますと、別段の面積を設定している自治体もないことから、下限面積を50a以下にする必要はない



と考えます。

また、令和2年度の利用状況調査の結果、宮代町内の膝丈以上に草が繁茂した遊休農地の割合は全体の農地の約6%でした。決して少なくはない数値ですが、直ちに別段面積を設定し、新規就農を促進しなければ農地の保全が図れない現状ではないと考えます。

以上の理由から、事務局作成案としましては、直ちに別段の面積を設定する必要性がないと考えるため、今年度の下限面積については、別段面積を設定せずに農地法第3条の規程どおり、50aを下限面積として定めたいと考えております。なお、令和2年度も別段の面積設定なしのご承認となっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。この件に関しまして、「原案の通り」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「原案の通り」とすることといたします。

(会長)

続きまして日程第5「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が7月12日となっております。12日までに、4条届出はなく、5条届出が2件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和3年第7回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和3年8月25日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印